

令和7年2月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(ネ)第1792号 名誉毀損控訴事件(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第24502号)

口頭弁論終結日 令和6年11月6日

判 決

東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

控 訴 人
同代表者代表役員
同訴訟代理人弁護士

世界平和統一家庭連合
田 中 富 廣
福 本 修 也

大阪府中央区城見1丁目3番50号

被 控 訴 人

讀賣テレビ放送株式会社

(以下「被控訴人会社」という。)

同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

大 橋 善 光
今 川 忠

同

岩 井 泉

同

阪 口 祐 康

同

潮 田 治 彦

同

安 部 拓 也

東京都千代田区麴町4丁目7番地 麴町パークサイドビル3階

被 控 訴 人

紀 藤 正 樹

(以下「被控訴人紀藤」という。)

同訴訟代理人弁護士

飯 田 正 剛

同

水 野 英 樹

同

山 口 貴 士

同

御 船 剛

同

堀 智 之

同 阿 部 克 臣
同 葛 山 弘 輝
同 佐々木 大 介
同 塚 田 裕 二
同 中 森 麻 由 子
同 平 栗 敬 子
同 松 尾 文 彦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して2200万円及びこれに対する令和4年7月20日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人会社は、控訴人に対し、被控訴人会社が制作放送する「情報ライブミヤネ屋」の番組内において、原判決別紙謝罪放送目録記載の謝罪放送を1回行え。
- 4 被控訴人紀藤は、控訴人に対し、「リンク総合法律事務所」のホームページ(<http://linklaw.jp/>)に原判決別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を3か月間掲載せよ。

第2 事案の概要等（以下、理由説示部分も含め、原則として、原判決の略称をそのまま用いる。）

- 1 本件は、宗教法人である控訴人が、被控訴人会社の制作・放送したテレビ番組にコメンテーターとして出演していた被控訴人紀藤の発言（本件発言）により、控訴人の名誉が毀損されたと主張し、被控訴人らに対し、共同不法行為

(民法719条)に基づく損害賠償及び民法723条に基づく謝罪広告を求め
る事案である。

2 原審は、被控訴人紀藤が本件発言をしたことについて名誉毀損による不法行
為は成立しないし、被控訴人会社が番組内において被控訴人紀藤が不法行為に
当たる発言をすることを予見し得たことを認めるに足りる証拠はないとして、
控訴人の請求をいずれも棄却した。

3 控訴人は、原判決を不服として、本件控訴をした。

4 争いのない事実等並びに争点及び当事者の主張は、以下のとおり原判決を補
正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」欄の1及び
2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決3頁1行目の「原告の」を削り、2行目の「七男」の次に「と行動
を共にする者」を加え、7行目の「原告」を「韓国教団」に改める。

(2) 原判決4頁22行目の次に改行して次のとおり加える。

「ウ 被控訴人らは、被控訴人紀藤は本件発言において控訴人とは別個の集
団又は団体において、信者に売春をさせていた事実が存在するという事
実を摘示したにすぎないと主張する。

しかし、控訴人代理人作成の報告書(甲4)は、被控訴人紀藤が本件
特集中に行った本件発言がネット上の複数のサイトで引用・拡散され、
閲覧者からこれらサイト宛てに多数のコメントが投稿されたところ、そ
の投稿内容を分析してまとめた報告書である。上記投稿によれば、多く
の投稿者が、控訴人が信者に売春をさせている旨理解している。これら
の投稿は、正に一般人が本件発言をどのように受け止めたのかを示す何
ら作為性のない「生の声」であり、極めて重要な証拠である。また、近
藤徳茂(控訴人の法務局法務副局長)作成の陳述書(甲7)は、本件発
言をテレビで視聴し又はネット記事を見た信者からの怒りと抗議の声が

5 教団に寄せられてきた事実を、電子メール、電話記録等の証拠を引用して報告するとともに、信者からの本件発言の受け止めに関する聴取調査を行い、控訴人内部の派だと聞こえるなどの認識が殆どであったことを報告したものである。これらの証拠によれば、一般視聴者及び引用記事
10 を閲覧した一般人において、本件発言について「控訴人（控訴人内部派閥を含む。）が売春をやらせている。」と受け止め、その結果、教義上純潔を重んじてきた控訴人の社会的評価が著しく低下した事実が明らかに認められるのである。

エ 本件発言にいう「4派ないし6派」についての一般視聴者の受け止め
10 方について補足すると、本件発言の前段階において、被控訴人紀藤から、控訴人、三男派、四男・七男派が相互に対立していることが指摘されているが、基本的な教義及び信仰内容において相互に異なるものではないことは番組内容から容易に認識できる。そうすると、一般視聴者からすると、控訴人を含む3派は親子兄妹で相互に権力闘争している派閥のよ
15 うなものと理解するのが通常である。具体的な集団の特定も説明もない日本国内にあるとされる「4派ないし6派」と控訴人が全く別組織であるなどと認識するはずがないのであり、一般視聴者は、控訴人に関する「派閥」と「分派」の厳密な違いなど頭の片隅にもなく、旧統一教会系として広く認識するものである。テレビジョン放送において、その特殊性ゆえに、あいまいな表現行為が発言者や編集制作者の本来の意図を超えた摘示事実を一般視聴者に認識させることがあり得ることに留意すると、上記のとおり、一般視聴者においては、控訴人（控訴人の内部派閥を含む。）が金欲しさに信者に売春させていると受け止めたものと認めるのが相当である。」

25 (3) 原判決5頁19行目から24行目までを次のとおり改める。

「 仮に、被控訴人紀藤の発言が控訴人から分かれ出た集団ないし団体のみ

ならず、控訴人にも言及する趣旨と理解されるところでも、控訴人が「お金のためなら何でもする」という発想を有している旨の意見論評の前提事実の重要部分には真実性、真実相当性が認められる。

すなわち、本件特集においては、多くの時間を割いて分裂騒動の背景として控訴人が行ってきた靈感商法や、高額献金の解説に充てられている。そうすると、被控訴人紀藤の発言は、控訴人の靈感商法や控訴人が信者に高額な献金をさせ、甚大な被害を生じさせてきたという事実を前提に、上記のような意見等を述べたものと理解することができる。

そして上記の前提事実の重要な部分について真実性、真実相当性が認められることについては、過去に膨大な裁判例、報道記事、書籍、日本弁護士連合会の意見書等が存在していることから明らかである。

また、控訴人から分かれ出た集団ないし団体において信者をソーブランドで売春をさせ、高額の金銭を抛出させていた事件が存在していたところ、このような事実も、資金獲得のためには違法な行為を辞さない、すなわち「お金のためなら何でもする」という控訴人の発想と共通するものであり、控訴人がそのような発想を有していることを基礎付ける前提事実と考えられる。そして、この事実についても、真実性、真実相当性が認められる。」

(4) 原判決6頁11行目から13行目までを次のとおり改める。

「しかしながら、被控訴人らは上記事実については何ら真実性、真実相当性を立証する活動を行っていない。

また、被控訴人らは控訴人が資金獲得のためには違法な行為を辞さないという姿勢を有している旨をいうが、控訴人は、民事事件で信者らの行為に対する使用者責任を認められたにすぎず、信者らが関わったとされる刑事事件については無関係である。ましてや、金銭獲得のために信者に売春をさせるなどということはその教義に照らして絶対にあり得ない。

したがって、争点①で控訴人が主張する摘示事実について、発言者である被控訴人紀藤の内心の意図はどうか、真実性の証明はされていないのであって、被控訴人らは当該摘示事実による控訴人の社会的評価の低下について法的責任を負わなければならない。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 争点①（本件発言による控訴人の社会的評価の低下の有無）について

(1) 上記争点を判断するに際しての判断枠組みについては、原判決第3、1(1)が説示するとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決8頁12行目の「第三小法廷判決」の次に「・民集51巻8号3804頁」を加える。

(2) そこで、以上の理解を前提として、本件発言の内容が事実を摘示したものであるか、あるいは意見ないし論評の表明であるか、さらに、事実の摘示であるとした場合、摘示された事実がどのようなものであるか、意見等の表明であるとした場合、その意見等の前提としている事実がどのようなものであるかについて検討する。

ア 本件発言を順にみると、本件発言は、まず、本件分裂騒動の紹介を受けて、日本では、大きく分けると3派に分かれているが、日本国内ではもっと細かく信者が分かれており、「4派とか5派とか、6派とか、そのぐらいの分かれ方をしている」との認識を示した部分（以下「本件発言A部分」という。）、次に、これを受けて、「一番ひどい事案は」から「信者に対して売春させてたっていう事件まである」まで、信者に対して売春をさせていたという事件を紹介する部分（以下「本件発言B部分」という。なお、同部分は、原判決の説示において「本件発言②」と略称されている部分と基本的に一致する。）があり、最後に、「非常に深刻な事件まであって、お金集めのためには何でもするっていう発想が、今、分裂含みで問題が生

じている」とまとめた部分（以下「本件発言C部分」という。なお、同部分は、原判決の説示において「本件発言①」と略称されている部分と基本的に一致する。）から成るといことができる。

5 イ 本件発言A部分について検討すると、被控訴人紀藤は、本件発言A部分の冒頭で、本件分裂騒動について、自分たちは3派について中立的に見ているという立場であるとした上で、日本では「大きく分けるとこの3派に分かれていますけれども、」という発言をしているところ、この「3派」が控訴人、三男派及び七男派を意味していることは前後の文脈から明らかである。また、本件特集では、韓国教団の教祖である文鮮明の死後、妻、三男及び七男の3名の間で、韓国教団の総裁の地位をめぐる後継争いが生じ、最終的には妻が総裁の地位を引き継いだこと、これに伴い、三男及び七男は、異なる団体を創立して活動をしている旨の説明がされているのであるから（争いのない事実等(2)ア）、一般の視聴者にとって、この「3派」が、基本的な教義及び信仰内容は相互に大きく異なるものではないとしても、それぞれ別の団体であることは容易に理解することができるものと考えられる。

10 次に、被控訴人紀藤は、実際には日本国内ではもっと細かく信者が分かれていますとした上で、「4派とか5派とか、6派とか、そのぐらいの分かれ方」をしていると述べているところ、その「4派」、「5派」及び「6派」が控訴人とは別個独立の団体を意味するのか、それとも、控訴人、三男派及び七男派という異なる団体の中に更に派閥のようなものが存在することを意味するのかについては、それまでの放送内容では詳細な説明がされておらず、3派が異なる団体であることに比較するとその趣旨が明瞭であるとはいえない面がある。しかしながら、本件発言A部分では「大きく分けると」「3派に分かれています」とした上で、すぐに続けて、3派と同様の「派」という表現を用いて、日本国内では実際にはも

5 つと細かく信者が分かれているとしているのであり、本件発言がされた際も、画面右上には、「旧統一教会「後継争い」教祖一族が分裂」とのテロップが表示されていたことなどに照らすと、一般の視聴者の受け止め方を基準として、本件発言A部分は、全体として、日本国内では、本件各宗教団体が4派ないし6派の別個の団体に分裂しているとの事実を摘示するものであると認められる。

10 ウ さらに、本件発言B部分についてみると、日本国内では本件各宗教団体が4派ないし6派の別個の団体に分裂している旨の事実を摘示する本件発言A部分に引き続いて、「一番ひどい事案は、責任者と自分の部下である信者が数人で分かれて、そしてなんていうかな、お金がないものだから、信者に対して売春させてたっていう事件まである」としているところ、
「責任者と自分の部下である信者が数人で分かれて」「お金がない」という表現に照らすと、一般の視聴者の受け止め方によれば、上記別個の団体のうち、比較的少人数で資金に窮している団体において、資金を調達するために信者に売春をさせた事件もあった旨の事実を摘示したもの（なお、事件が「一番ひどい」事件であるという部分は、意見の表明である。）と認めるのが相当である。

15 エ そして、本件発言C部分についてみると、本件発言C部分は、上記売春事件を「非常に深刻な事件」と評した上、お金集めのためには何でもするという発想が今、分裂含みで問題が生じていると述べるものであるところ、
20 「非常に深刻な事件」とは上記のとおり控訴人とは別個の小規模団体における売春事件を指すとみるのが相当であるが、「お金集めのためには何でもするっていう発想」というのがどの団体についてのことかの点は当該発言内容自体からは明確ではない。そうであるところ、本件特集はそもそも元内閣総理大臣襲撃事件と関連して当時社会的に大きな関心を集めていた
25 控訴人に関する本件特集を放送するものであり、本件発言に先立つ放送内

容において、韓国教団の元幹部が「日本の教団は、献金を作り出す経済部隊だった」と表現したこと、控訴人の献金システムが多くの信者を苦しめていること、控訴人がいわゆる靈感商法により巨額の利益を生み出し、同時に膨大な被害者を発生させていることなどが報じられていたこと（争いのない事実等(2)イ) からすると、一般の視聴者の受け止め方からすると、

「お金集めのためには何でもするっていう発想」とは、上記小規模団体に限らず、控訴人を含む本件各宗教団体に共通するものとして指摘されたものであると認めるのが相当である。以上の見地から本件発言C部分についてみると、同部分は、控訴人において靈感商法にみられる多くの被害者を発生させる献金システムが存在し、上記小規模団体では売春事件が発生したという事実を前提として、「統一原理」を教義として分裂して生じた本件各宗教団体には金銭獲得のためには社会的に不相当な行為をもあえてする（「何でもする」という表現は相当性を欠くことをあえてする趣旨を強調する修辞と解される。）という発想があるという被控訴人紀藤の意見を表明したものと認めるのが相当である。

オ 以上を前提として、本件発言が控訴人の社会的評価を低下させるといえるかどうかについてみると、まず、本件発言A部分は、日本国内では本件各宗教団体が4ないし6の団体に分裂しているとの事実を示すものであるところ、それ自体は分裂過程を説明したにすぎず、控訴人の社会的評価を低下させるものということとはできない。次に、本件発言B部分についても、上記のとおり控訴人とは異なる団体について事件が発生したことを示すものであり、一般の視聴者の受け止め方に照らし、直ちに控訴人自体の社会的評価を低下させるものということとはできない。これに対し、本件発言C部分については、控訴人も含めて、本件各宗教団体について金銭獲得のためには社会的に不相当な行為をもあえてするという発想があるとするものであり、控訴人においても靈感商法にみられる多くの被害者を発生させる

献金システムが存在しているという事実を前提としての意見等と認められるのであるから、その限りにおいて、控訴人の社会的評価を低下させるものというべきである。

5 カ これに対し、控訴人は、控訴人が「お金を集めるためには何でもする」という発想を持っており、控訴人（控訴人内部派閥を含む）が信者に売春という反道徳的な犯罪までさせて資金集めをさせているという事実を摘示するものであると主張する。上記主張の前半部分については、本件発言C部分について説示した上記エ及びオのとおりである。そして、上記主張の後半部分については、本件発言B部分について説示した上記ウ及びオのとおりであり、控訴人の主張は採用することができない。この点について、
10 控訴人の主張に鑑みて補足すると、以下のとおりである。

控訴人は、控訴人代理人作成の報告書（甲4）、近藤徳茂作成の陳述書（甲7）によれば、一般視聴者や本件特集を引用した記事を読覧した一般人において、本件発言につき控訴人の主張のとおり、控訴人が信者に売春という反道徳的な犯罪までさせて資金集めをさせているという事実を摘示したものと受け止める旨主張する（争点及び当事者の主張(1)ウ）。しかし、
15 上記各証拠で作成者が述べている分析等の基になる資料（甲4の添付資料①ないし⑥）は、必ずしも実際に本件特集を視聴した視聴者のコメントではなく、本件特集の内容について報じた新聞社のインターネット記事や同記事を配信したインターネットニュース、その他のインターネット上の情報についての読者の投稿、コメント等であると認められる。これらの記事、
20 ニュース等が被控訴人紀藤の本件発言をどの程度正確に記載したものであるかどうかは明らかではないし、それらの記事、ニュース等に対する一部のコメントが一般の視聴者の受け止め方を代表したものであるとも直ちに認めることはできない。また、上記陳述書（甲7）は、本件特集の放送終了後、控訴人に寄せられた信者らの反応等をまとめたものであるが、そこ
25

に添付されている第三者のツイート等（資料1-1ないし3）は本件特集を契機としたものであるとしても、当該ツイート等をした者の意見を示したものであって、それ自体が本件発言の内容を正確に伝えるものとは認められない。また、本件特集や上記ツイート等を見た控訴人の信者らが本件特集の内容について怒りの感情を持ち、控訴人に対して苦情を述べるなどしていたとしても、その信者らの受け止めが本件特集を視聴した一般視聴者の受け止め方と同様であるということもできない。その他、控訴人が提出する証拠を総合しても、本件発言B部分についての上記ウ及びオの認定判断を覆すことはできないのであって、控訴人の上記主張は理由がない。

また、控訴人は、本件発言A部分についての一般の視聴者の受け止め方として、別個の団体と具体的な集団の特定も説明もない日本国内にあるとされる「4派ないし6派」と控訴人が全く別組織であるなどと認識するはずがないなどと主張する（争点及び当事者の主張(1)エ）。しかし、本件発言A部分では「大きく分けると」「3派に分かれている」とした上で、すぐに続けて、3派と同様の「派」という表現を用いて、日本国内では実際にはもっと細かく信者が分かれているとしているのであり、本件発言がされた際に表示されたテロップの内容等も踏まえると、本件発言A部分は、全体として、日本国内では、本件各宗教団体が4派ないし6派の別個の団体に分裂しているとの事実を摘示するものであると認められることは上記イで説示したとおりであり、控訴人の上記主張も採用することはできない。

3 争点②（本件発言に係る違法性阻却事由等の存否）について

- (1) 一般に、特定の事実を基礎として意見ないし論評の表明がされた場合における名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでな

い限り、上記行為は違法性を欠くものというべきであり、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、上記行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しないというべきである（前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。

(2) 以上の理解を前提として、本件発言C部分の違法性ないし被控訴人紀藤の責任の有無について検討する。

ア まず、本件発言は、原判決第2の1(2)アのとおり、当時、社会的に大きな関心を集めていた控訴人又は韓国教団等を放送した本件特集において、控訴人を含む本件各宗教団体の組織的体質を批判的に表現したものであるといえるから、これが公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的は専ら公益を図ることにあると認められる。

イ そこで、次に、本件発言C部分の基礎とされた前提事実の真実性について検討するが、上記部分は、本件各宗教団体について金銭獲得のためには社会的に不相当な行為をもあえてするという発想があるとするものであるが、控訴人について前提とされている事実は、靈感商法にみられる多くの被害者を発生させる献金システムが存在しているという事実であって、控訴人とは別個の団体の売春事件は控訴人に係る意見の前提ではないと認めるのが相当であることは上記のとおりである。

証拠（丙15～32、42、43、46、54）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人ないしその信者による靈感商法等により多くの被害が生じているとして、全国の多数の弁護士がその被害の救済のための活動を展開し、その活動の一環として、全国各地の裁判所で、控訴人を相手方（被告）とする多数の損害賠償請求訴訟が提起されたこと、これらの訴訟の判決において、控訴人ないしその信者の靈感商法等による物品販売勧誘行為や高額な献金の勧誘行為が不法行為を構成するとして、控訴人に対する損害賠償

請求が認容されていること、なお、これらの判決においては、使用者責任の構成によるものも多数あるが、控訴人の改名前のいわゆる旧統一教会の組織的不法行為を認定したり、旧統一教会の布教・教化過程が違法な行為であると認定し、法人としての不法行為責任を認めたものが複数存在すること、被控訴人紀藤は、上記訴訟において被害者と認定された一部の者（同訴訟の原告）の訴訟代理人として活動するなど、これらの活動に長年携わってきたことがそれぞれ認められる。

そうすると、控訴人において靈感商法にみられる多くの被害者を発生させる献金システムが存在するという事実の摘示については、少なくとも、被控訴人紀藤において、その重要部分を真実と信ずるについて相当の理由があると認められる。

そして、このような事実を前提として、控訴人について、お金のためなら何でもするという発想を有している旨の意見等を述べたことについて、これが論評としての域を逸脱したものとは認められない。

ウ なお、本件発言C部分について、控訴人との関係では、控訴人と別個の団体が資金調達のため信者に売春をさせていたとの事実は控訴人に対する意見等の前提事実とは認められないことは既に説示したとおりであるが、これと異なり、別個の団体についての事実であっても、同一の団体から分かれ出た団体の事実であるから控訴人との関係でも意見等の前提事実となるの見方もあり得る。そこで、上記事実の真実性、真実相当性について念のため検討すると、上記事実についても、被控訴人紀藤がこれを真実であると信じたことについて相当な理由があるというべきである。その理由は、原判決第3、2(2)ウが説示するとおりである（ただし、原判決13頁15行目の「16」の次に「、54」を加え、説示中の各「本件発言②」をいずれも「本件発言B部分」に読み替える。）から、これを引用する。

エ 控訴人は、本件発言の摘示事実について控訴人（控訴人内部派閥を含む）

が信者に売春という反道徳的な犯罪までさせて資金集めをさせているとい
う事実をも摘示するものであるという前提に立って、上記事実については
真実性、真実相当性の立証がないから、被控訴人らは名誉毀損について法
5 的責任を免れない旨主張する。しかし、上記主張は、本件発言A部分及び
本件発言B部分における事実摘示について、(当裁判所の認定判断と異なる
前提に立ったものであるから、採用することはできない。

オ 以上によれば、被控訴人紀藤が本件発言をしたことについて故意又は過
失を認めることができない。

4 争点③（被控訴人会社の不法行為責任の有無）について

10 被控訴人会社の不法行為責任を認めることができないことは、原判決第3、
3が説示したとおりであるから、これを引用する。

5 結論

15 以上によれば、控訴人の本件請求は、その余の点について判断するまでもな
くいずれも理由がないから、これを棄却した原判決は相当である。したがって、
本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部


裁判長裁判官

太田晃詳 

20 裁判官

杉本宏之 

25 裁判官

秋元健一 

これは正本である。

令和7年2月14日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 阿部 健太郎

